

第十二回 参議院大蔵委員会會議録第九号

(三三三)

昭和二十六年十一月八日(木曜日)午前
十時五十五分開会

出席者は左の通り。

理事

大矢半次郎君

清澤 俊英君

伊藤 保平君

委員

岡崎 眞一君

黒田 英雄君

平沼 彌太郎君

岡田 宗司君

菊川 孝夫君

野溝 勝君

小林 政夫君

田村 文吉君

森 八三三君

木村 福八郎君

政府委員

大蔵政務次官 西川 甚五郎君

大蔵省主税局長 平田 敬一郎君

事務局側

常任委員 木村 常次郎君

会専門員 小田 正義君

常任委員 小田 正義君

○本委員会の運営に関する件

○理事(大矢半次郎君) これより第八

回の大蔵委員会を開会いたします。

所得税法の臨時特例に関する法律

案、法人税法の一部を改正する法律案

及び財産法の一部を改正する法律案を

議題に供します。

○野溝勝君 議事に先立つて進行上発

言を申し上げます。昨日の私の大蔵大臣

に対する質問中、たゞ委員長から、専

断裁定の問題が明日議題になる

から、その際についてという意見が

出たのであります。併し、いさしくも審

議権を尊重する委員会におきまして、

発言を許しておいて、委員の質問中に

委員長がそれを遮るようなことをす

るということは、これは実際審議権を

拘束するものだと私は思います。私は

強く抗議をするものじやないが、特に

私も議会生活は相当やつておるつもり

であります。委員長も私はやつたこと

があるのであります。大体委員会規則に

つてやるのでなくてはならぬと思ひます。

特にその点は委員長代理であります

大矢氏におきまして、十分研究され

ておると思ひますが、昨日の処置はこ

れは規則を余りにも私は無視してあり

はせんかと懸念します。そこで私の発言

は四十二条に基いて質問を交してある

のであります。若し私の質問に対して

まして、さういふ明日に譲れというよ

うなことを若しあなたが考えられてお

りますならば、その前にあなたのとつ

た処置というものを一応反省しなければ

ならぬと思ひます。昨日、あしたの大蔵大

臣が出席するから私の発言というこ

とになつておりました。私もその用意

をしておりまして、ところが大蔵大臣

は朝になつて来ないというから、今日

はもう大蔵大臣の質問は見込めないとい

うわけでありまして、ところが三時頃突

如大蔵大臣が来るから質問をしてはど

うか。特にあなたの時間を相当とりま

しようというのを私に委員長みずか

ら言われ、そこで私は通告に従いまし

て質疑したのであります。ところが以

上申し上げたわけでございますが、

若し仮にです。さういふことで今日

のこの裁定の問題が議題に上るとした

ならば、その際にやるならやるとい

ことを、予め理事会を開いて、それで

理事会に議事の順序なり、方針なりを

打ち合わせして、それを委員会に諮つて

おかなければならぬのです。さういふ

ことをあえてしないで、私のたま／＼

質疑が少し時間が延びたとは言へ、あ

なた自身が本日やつて下さいと言つて

おきながら、かような委員会の審議権

を抑えるようなことをしたり、或いは

誤解を起すようなことをしては、これ

は相成らぬと思ひます。そこでこれは

若し仮にです。あなたがどこに根拠

をおいてさういふ発言をされたか、或

いは制止をされたか知りませんが、私

はさういふことは非常に誤解を起す元

であり、これは単に一派という問題

じやない。いさしくも議員の審議権と

いうものを軽く見るのであります。

で、さういふ点について、私はあなた

からこの際今後の議事の進行に当りま

しては、十分さういふ点は注意する

か言わんやでございます。併し、さも

ない限り、私といたしましては、この

点に対して十分あなたと一応よく意見

の交換をして結論を得て置かなけれ

ば、今後の議事進行の上におきまし

て、審議中におきましても、いろ／＼

と問題を起す危険性もありますので、

この点あらかじめ私はあなたの意見を

聞いて置きたいと、かように思いま

す。

○理事(大矢半次郎君) お答えいたし

ます。昨日の件は、実は議題は所得税

法ほか二つの税法改正案なのであり

まして、そのことが議題になつていたの

は御承知の通りであります。そうして

大蔵大臣に對しまして、野溝委員から

いろ／＼御質疑がありました。最後

に専断裁定のことに對して御質問があ

つた。それが質疑応答が数回繰返され

て、大分時間もつきましたが、私の考

えたところによりますれば、この専断

裁定の問題は別に当委員会に付託せら

れてまして、そうしてはかの労働委員

会等と連合審査をすることになつてお

りまして、而も政府の提案の説明を聞

いただけでまだ参考人の意見も聴取し

ていない。たゞ、明日の午後その参

考人の意見を聞く、さういふことにな

つておりますからして、議事を進める

上においては、この専断裁定の件は昨

日の当時の議題になつていなかったも

ののですからして、明日に延ばして頂

いた方が都合がよからう、さういふ趣

旨で以てそのことをあなたに申し上げ

た次第でございます。決して四十二

条に抵触して議員の審議権を無視する

というふうなつもりは毛頭なかつた次第

であります。御了承願ひます。

○野溝勝君 そこで私はさういふ誤解

があつてはならぬから、特に所得税法

の法律案の議題でございますから、こ

れにはやはり給与所得の關係も含まれ

ておるわけですから、だから給与所得と関

連のある問題ですから、この際質疑を

交しますというのを私はちやんと議

事録に謳つてあります。速記にも出て

おります。そこであなた自身がすでに

そのときに許されたのであるから、許

された以上は少し審議が長くなつて

も、私はむしろそれならば審議は審議

として、暫らく休憩なら休憩をちよつ

としてもらつて、さうして私に非公式

に話してもらつたらまだしも私はわか

る。併し審議を続行している際に、野

溝君に對してこの問題については明日

裁定委員の公述もあるし、その他も議

題になつておりますからさういふから、

結局これは大臣と委員長とが、悪く解

釈すれば通謀して私の発言を封鎖し

ようという、逆にそれと陰謀、謀略に出

たんじやないか、私はさうはとりませ

んけれども、とればさうもとれるん

です。ですからさういふ点の誤解を起さ

んように、賢明なる委員長におきまし

ては、十分今後の取計らいを御注意さ

れんことを望むものであります。只今

の委員長の御説明で私は了承いたしま

した。

○理事(大矢半次郎君) 大体御了承を

得たと思ひますが、私は決して大臣

と通謀していたしたのではありませ

ん。私はさういふことは甚だ不得手な

ものであります。他の人のやること

を学んでもできないようなたもの

でありますから、その点も併せて御了承を願います。

○菊川孝夫君 今の野澤君の発言に関連してありますが、昨日の専売の問題に就いたことは、それは委員長としては一応理窟の上ではそういうふうに行われるかも知れませんが、本委員会に対しての大蔵大臣の御出席は殆んどないであります。特に今度はこの際要望しておきたいのは、今日の一時から、ここ当分のうち専売裁定の問題を我々は審議しなければならぬと思ひますが、この点につきましては、私たちは特に政府の今の専売裁定の国会への出し方は公労法十六条の違反である、十六条の精神とは違つたところの出し方をしておる、こういう見解に立つておるのであります。従ひましてこの点については特に大蔵大臣の出席を求めて、そうして十分に私は論議をしなければならぬと、かように考えておりますので、この専売裁定が審議されるに当りましては、特に大蔵大臣の出席を我々は要求したのであります。委員長におかれましては、その出席方について委員会の総意を一つ大蔵大臣に強く伝えまして、そうして是非出席されるようにお取計らい願われんことを、特にこの際要望いたしておきます。

○理事(大矢半次郎君) 承知いたしました。極力御趣旨に則うように努力いたします。

○木村福八郎君 只今の議事運営についての野澤氏及び菊川氏の御発言に関連して僕も要望しておきたいのです。これまで大蔵委員会の運営について私も少なからぬ不満を持つて来ておるのであります。併し始終そういう問題を出したので

では不都合だと思つたので、自分も我慢してはいたんですけれども、これまでは大蔵大臣がこの委員会に出席することは極めて少いのです。大体率直に申上げますと、参議院大蔵委員会というものは何だか政府与党の委員会のごとき感が率直に言つてあるのです。どうもばかにしているというの妙かも知れませんが、殆んど無視してはいないでしようけれども、軽視しておる感がある。この所得税法案、これはもう本審査に入つておるのです。もうとくに入つておる場合にも大蔵大臣が出席してないし、他の法案なんかについても極めて少いのです。それから大蔵大臣の、例えば昨日などは大体午前中来るというので、今日はないという事であつたのです。それで私も予算委員会のほうに行つておつたんです。あとで呼びに来まして、それでどうしても今日やるといふようなことがあつた、こういうのはもう少しきちんとしてくれませんか、理事会あたりを開いて、いつ大蔵大臣が来る、そういうふうな一度きまつたら予定を変更してもらうと困るのです。それ、皆予定がありますから、一応やらないといふことにして置いて、ここでやつてしまつて、あと質疑したいと思つても、それはそのとき出席できなかつたから仕方がないといふふうになつたんです。我々は審議が十分尽きませんので、こういう点一つきちんとして頂きたいと思ひます。過去のことを繰返してもいたし方がありませんから言ひませんが、たび／＼あるのです。委員長がその法案は採決しないという約束をして置いたのに、我々いらないうちに採決してしまつた、そういうことが多々

あるのです。こういうことについて、約束したら約束した通りにきちんともう少し運営をして頂きたい、この際私も要望して置きたいと思ひます。

○理事(大矢半次郎君) 承知いたしました。大蔵大臣は今日も是非出席するようにと要求して置きましたが、只今臨時閣議に出席中であるので、できるだけ都合の付き次第速かに出席するように更に要求して置きます。

○木村福八郎君 休憩したかどうか。【異議なし】休憩と呼ぶ者あり。

○理事(大矢半次郎君) 一時休憩いたします。

午前十一時九分休憩
【休憩後開会に至らず】

十一月七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、関税法等の一部を改正する法律案

関税法等の一部を改正する法律案

関税法等の一部を改正する法律案

第一条 関税法(明治三十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四百四条を次のように改める。

第四百四条 本法ノ適用ニ付テハ本州、北海道、四国及九州以外ノ本邦ノ領域中政令ノ定ムル地域ハ当分ノ間之ヲ外国ト看做ス

(関税法の改正)

第二条 関税法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 本法ノ適用ニ付テハ本

州、北海道、四国及九州以外ノ本邦ノ領域中政令ノ定ムル地域ハ当分ノ間之ヲ外国ト看做ス

(関税法の一部を改正する法律の改正)

第三条 関税法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第百十号)の一部を次のように改正す

附則第五項別表甲号中

「五一九 炭化水素油(別号に掲げるものを除く。)

一 原油、重油及び粗油

二 印刷用紙

その他(一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。)

甲 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)

乙 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)

丙 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)

丁 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)

戊 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)

己 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)

庚 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)

辛 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)

壬 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)

癸 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)

この法律中関税法の一部を改正する法律附則第五項の規定は、公布の日から、その他の規定

る。
附則第四項を次のように改める。
4 関税法第十二条の規定によつて外国とみなされる地域で生産された物品の輸入税は、政令で定めるところにより、当分の間、免除する。

「五一九 炭化水素油(別号に掲げるものを除く。)

一 原油、重油及び粗油

二 印刷用紙

その他(一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。)

甲 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)

乙 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)

丙 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)

丁 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)

戊 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)

己 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)

庚 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)

辛 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)

壬 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)

癸 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)

この法律中関税法の一部を改正する法律附則第五項の規定は、公布の日から、その他の規定

は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

附則

この法律中関税法の一部を改正する法律附則第五項の規定は、公布の日から、その他の規定